

○介護保険料所得段階一覧表(令和6年度から令和8年度)

所得段階	対象者		負担割合	保険料[年額]
第1段階	生活保護受給者		基準額 ×0.285 (×0.455)	22,140円 (35,350円)
	市民税 非課税 世帯	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の人		
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485 (×0.685)	37,680円 (53,220円)
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	基準額 ×0.685 (×0.69)	53,220円 (53,610円)
第4段階	市民税 課税世帯で 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円以下の人	基準額 ×0.90	69,930円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65万円超の人	基準額 ×1.00	77,700円
第6段階	市民税 本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	93,240円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	101,010円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	116,550円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	132,090円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	147,630円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	163,170円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	178,710円
第13段階		合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	186,480円

注) 第1段階～第3段階においては、公費負担による軽減措置がとられています。

注)「老齢福祉年金」

明治44年4月1日以前に生まれた方、または明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた方で一定の条件を満たしている方が受けている年金です。

注)「課税年金収入額」

課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)のことです。非課税年金(障害年金・遺族年金など)は含まれません。

注)「合計所得金額」

・収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

・第1～5段階については、課税年金等に係る雑所得及び租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。

合計所得に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円控除した額を用います。